

申し込みに必要な書類(保育料算定書類)

①平成29年1月1日現在及び平成30年1月1日現在の住所地が丸亀市にある保護者

証明書の提出は必要ありませんが、丸亀市で平成28年中及び平成29年中の収入について申告をお願いします。

②平成29年1月2日～平成30年1月1日までに丸亀市に転入してきた(転入予定の)保護者

【保育所入所(希望)月が、平成30年4月～8月まで】

平成29年度所得課税証明書(コピー可)※注

⇒平成29年1月1日に住所登録があった市町村で取り寄せてください。

【保育所入所(希望)月が、平成30年9月～】

証明書の提出は必要ありませんが、丸亀市で平成29年中の収入の申告をお願いします。

③平成30年1月2日以降に丸亀市に転入してきた(転入予定の)保護者

【保育所入所(希望)月が、平成30年4月～8月まで】

平成29、30年度所得課税証明書(コピー可:2年分)※注

⇒平成29年1月1日、及び平成30年1月1日に住所登録があった市町村で取り寄せてください。

【保育所入所希望月が、平成30年9月～】

平成30年度所得課税証明書(コピー可)※注

⇒平成30年1月1日に住所登録があった市町村で取り寄せてください。

《注意事項》

※保育料を決定するため、保育料算定対象となる方の該当年度の地方税情報の確認が必要です。利用ガイドP5にあるとおり、個人番号(マイナンバー)による情報ネットワークの本格運用が開始されると、個人番号を確認することで、必要な地方税情報を所得課税証明書にかわって他市町村へ照会することが可能です。

※平成30年度市町村民税については、各市町村ともに、平成30年6月頃に確定します。このため、9月以降の保育料算定は、個人番号により市町村民税課税地での市町村民税所得割課税額等を確認します。この際、市の所定様式である「個人番号による地方税情報の取得に係る同意書」の提出が必要です。

※市町村税における収入の申告がお済みでない方は、保育料を決定する際に必要な情報がないため、仮算定することとなります。お勤め先での年末調整や個人での収入の申告を済ませている場合は新たな申告の必要はありません。

※保育料の算定につきましては、保護者から提出していただいた証明書及び市町村税申告内容を確認後、最終決定いたします。その際、追加で証明書等を依頼する場合がありますので、ご了承下さい。

